

寄り添い弁護士制度

判決後・審判後も、誰一人取り残さない社会に向けて

～弁護士会は社会復帰を支援します～



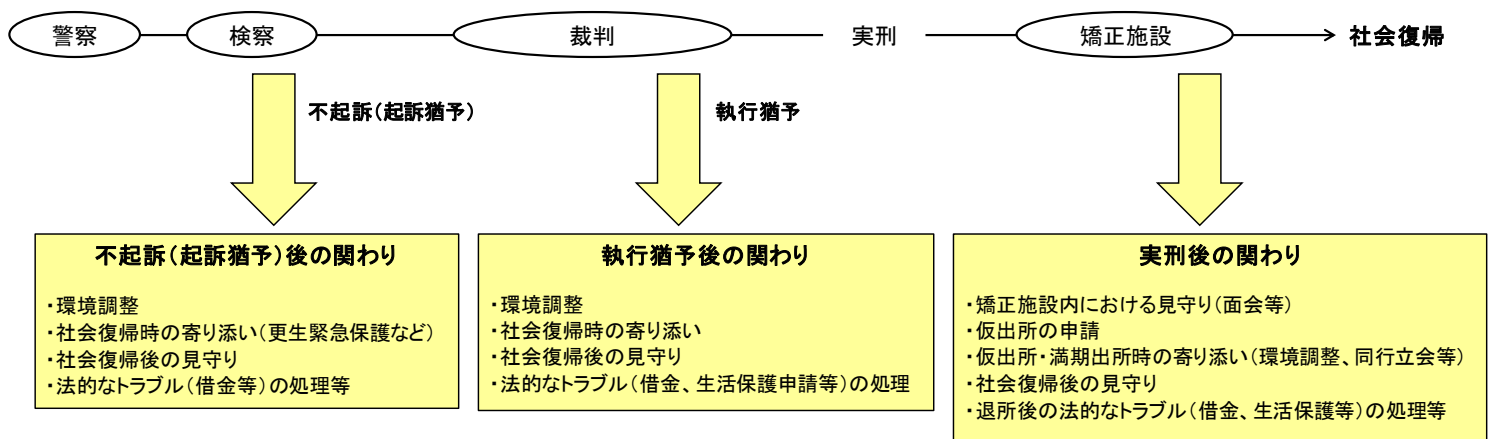
誰でも、適切なタイミングで支援を受けることができれば、住まい、仕事、居場所など、社会内で安定した生活する基盤を築ける可能性が高まります。

そこで、兵庫県弁護士会では、拘留所・刑務所や鑑別所・少年院を出た方の兵庫県内での社会復帰を中心に支援しています。

兵庫県で社会復帰を検討しているのであれば、全国の刑事・少年事件の当事者や親族、各収容施設や自治体からもご相談いただけます。※詳細についてはお問い合わせください。

利用可能な場合は、弁護士が本人と面談し、支援内容について検討します。
詳しくは、利用例をご覧ください。

「寄り添い弁護士制度」のイメージ



兵庫県弁護士会

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通1丁目4番3号

TEL : 078-341-7061

これまでの事例

発達障がいをもつ少年と両親との関係が良くないため、帰住先支援を求めた

帰住先の写真を撮影・提示してイメージを持ってもらう
仮退院の迎えを行う
定期訪問・相談



家族が受刑者の受入を拒否しており帰住先が未定のため、支援を求めた

施設で複数回の面会
帰住先施設への同行
生活保護申請を行った



知的障がいをもつ受刑者が失踪宣告を受けているため、必要な戸籍回復の手続きの支援を求めた

裁判所への手続
仮釈放された本人の居住する救護施設における調査
生活保護の支援をしたNPOと連携し、戸籍回復



市の福祉課や地域生活定着支援センターの支援を受け、更生支援計画を策定し判決後の入院等が決まっていたが、本人の地域のつながりが全くなかったため支援を求めた



生活保護の同行申請や担当課への同行
地域の支援者・家族のつながりの調整